

議案第十八号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清 家 愛

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「変更」の下に「及び時間単位の勤務時間の割振り変更」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）第十条の規定による管理職手当の支給を受ける職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委

員会規則の定めるところにより、勤務日のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日の勤務時間のうち一時間を単位とする勤務時間（以下この項において「時間単位の勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある一の勤務日の勤務時間のうち時間単位の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該時間単位の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある二以上の日に割り振ること（次項においてこれらを「時間単位の勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

第九条中「及び第六条第一項」を「並びに第六条第一項及び第二項」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

幼稚園教育職員の管理職員が週休日に勤務を要する場合における時間単位の勤務時間の割振り変更を可能とするため、本案を提出いたします。